

鳴門市健康福祉交流センター改修工事のうち管工事

香山・タニ設計業務共同企業体

図面目録（管）			図面目録（管）			図面目録（管）		
図番	名称	縮尺	図番	名称	縮尺	図番	名称	縮尺
W-01	図面目録							
W-02	特記仕様書1							
W-03	特記仕様書2							
W-04	特記仕様書3							
W-05	特記仕様書4							
W-06	特記仕様書5							
W-07	特記仕様書6							
W-08	配置図	1:300						
W-09	器具表(改修後)							
W-10	器具表(改修前)、給排水設備立管系統図	1:100						
W-11	地階・1階給排水設備図(改修後)	1:150						
W-12	2階給排水設備図(改修後)	1:150						
W-13	3階給排水設備図(改修後)	1:150						
W-14	R階給排水設備図(改修後)	1:150						
W-15	地階・1階給排水設備図(改修前)	1:150						
W-16	2階給排水設備図(改修前)	1:150						
W-17	3階給排水設備図(改修前)	1:150						
W-18	R階給排水設備図(改修前)	1:150						
W-19	1階・2階西側トイレ配管詳細図(改修前・改修後)	1:50						
W-20	3階西側トイレ、1階給湯洗濯室・2階通路配管詳細図(改修前・改修後)	1:50						
W-21	1階～3階東側トイレ配管詳細図(改修前・改修後)	1:50						
W-22	1階～3階多目的便所配管詳細図(改修前・改修後)	1:50						

特記仕様書

I. 工事概要

1. 工事名称
鳴門市健康福祉交流センター改修工事のうち管工事

2. 工事場所
鳴門市撫養町南浜

3. 建物概要	
建物名称	健康福祉交流センター
構造・規模	鉄筋コンクリート造 地下1階+地上3階+PH階
敷地面積	6249.16 m ²
延床面積	改修前延床面積：3,372 m ² 改修後延床面積：3,344 m ²
消防法施行例別表第1の区分	6項ハ

4. 工事種目	
種目	工事概要
管一式工事	各階共通：トイレの更新、配管改修等

II. 共通仕様書

1. 適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

- ・ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
 - ・ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
 - ・ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)
 - ・ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)
 - ・ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)
 - ・ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)
 - ・ 木造建築工事標準仕様書
 - ・ 建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説
 - ・ 建築工事標準詳細図
 - ・ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)
 - ・ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)
 - ・ 敷地調査共通仕様書
- 令和7年版(以下「標仕」という。)
 - 令和7年版
 - 令和7年版
 - 令和7年版(以下「改標仕」という。)
 - 令和7年版
 - 令和7年版
 - 令和7年版
 - 令和5年版
 - 令和4年版(以下「標準図」という。)
 - 令和7年版
 - 令和7年版
 - 令和4年版

また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。

- ・ 建築工事監理指針
 - ・ 建築改修工事監理指針
 - ・ 電気設備工事監理指針
 - ・ 機械設備工事監理指針
- 令和4年版(以下「監理指針」という。)
 - 令和4年版
 - 令和4年版
 - 令和4年版

2. 優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

- ① 質問回答書(②から⑤に対するもの)
 - ② 補足説明書
 - ③ 特記仕様書(共通仕様書を含む)
 - ④ 図面
 - ⑤ 公共建築工事標準仕様書等

3. 工事実績データの登録

- ① 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

- ・ 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
 - ・ 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
 - ・ しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
 - ・ 訂正時は、直直とする。

なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

- ② 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

4. 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に提出すること。

5. 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。
なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日(特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあつては、その日)をいう。

6. 施工計画書等

- ① 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。
 - ② 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
 - ③ 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

7. 下請負人の選定

- ① 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、鳴門市内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。
 - ② 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。
 - ③ 受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

8. 施工体制台帳及び施工体系図

- ① 施工体制台帳の作成
受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。
 - ② 施工体系図の作成及び揭示
受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
 - ③ 警備業者の記載
受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
 - ④ 運搬業者の記載
受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
 - ⑤ 施工体制台帳及び施工体系図の提出
受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。
 - ⑥ 再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示
受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

9. 電気保安技術者等

- ① 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
 - ・ 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
 - ・ 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
 - ② 工用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

10. 施工中の安全確保

- ① 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
 - ② 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと
 - ③ 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月30日改正)その他関係法令に従い適切に処理すること。
 - ④ 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
 - ⑤ 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。
 - ⑥ 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
 - ⑦ 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
 - ⑧ 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
 - ⑨ 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンストラックの架台の下ろし等について、走行前に検査の作業員により確認しなければならない。
 - ⑩ 受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。
 - ⑪ 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。
 - ⑫ 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
 - ⑬ 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
 - ⑭ 仮囲いを設置する場合は、設置後に「現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
 - ⑮ 上下作業や直下路の施設を利用しながらの直上路(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。
 - ⑯ 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
 - ⑰ 作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。
 - ⑱ 既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。
 - ⑲ 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。
 - ⑳ 給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。
 - ㉑ 受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

11. 撤去時の資機材残置の防止

足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。

12. 交通安全管理

- ① 輸送災害の防止
受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。

	設計	香山・タニ設計業務共同企業体	級建築士事務所 東京都知事 第12399号 香山建築研究所		鳴門市健康福祉交流センター改修工事のうち管工事	W-02
			一級建築士 第289714号 長谷川祥久	date:2025.07	特記仕様書1	
					scale: A2 NON A3・71% 縮小	

- ② 過積載による違法通行の防止
- 受注者は、過積載による違法通行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。
- ・積載重量制限を超えた土砂等の積み込みは行わないこと
 - ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと
 - ・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
 - ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
 - ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある
13. 発生材の処理等
- ① 発生材の処理等は、次により適正に行う。
- 1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
- 2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
- 3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。
- 4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。
- 5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
- 6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
- 7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出訓書(様式3)、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出訓書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。
- ② アスベスト
- 1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。
- 既存の分析調査結果の貸与 (あり・なし)
- 2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)15.1及び関係法令により行うこと。
- ・事前調査は、建築物土壌含有建材調査者(特定、一般)、又はこれと同等の能力を有する者が行うこと。
 - ※同等の能力を有する者とは、(一社)日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものをいう。
 - ・発注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。
 - その場合の分析方法は、JIS A 1481-1によること。
 - ・結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
 - ・調査結果は3年間保存すること。
 - ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
- 3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。
- ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
 - ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
 - ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
 - ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。
- ③ 建設リサイクル法通知済証の掲示
- 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しめん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真または電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
- ④ 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)に基づく対応は、以下のとおり行うこと。
- 1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合とは、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。
- 2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。
- 3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)すること。
- 4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。
- 5) 受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。
- 6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。
- 7) 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パーজন材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。
- ⑤ 受領書の交付
- 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。
- ⑥ 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等
- 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。
- ⑦ 建設発生土の運搬を行う者に対する通知
- 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と、前項で行った確認結果を、委託し搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。
- ⑧ 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等
- 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。
- また、その受領書の写しを工事完成後5年間保存しなければならない。
- ⑨ 建設発生土の最終搬出先の記録・保存
- 受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。さらに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。
- ただし、以下の(1)～(3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。
- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所(当該管理者が受領書を交付するもの)
- (2) 他の建設現場で利用する場合
- (3) ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード

14. 材料・製品等
- ① 本工事に使用する建築材料、設備機材等(以下「建材等」という)は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。
- ② 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿によると」に記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿(最新版)」及び「設備機材等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。
- ③ 県産木材の原則使用
- 1) 受注者は、工事的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
- 2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。
- (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
- (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
- 3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。
- 4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。
- 5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。
- ④ 製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。
- ⑤ 標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。
- ⑥ 県内産資材の原則使用
- 1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
- ⑦ 市内企業調達建材等の優先使用
- 受注者は、鳴門市内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(以下、「市内企業調達建材等」という。)を優先して使用するよう努めなければならない。また、市内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。
- なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。
- ⑧ 県内産再生碎石の原則使用
- 受注者は、再生碎石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生碎石を原則として使用しなければならない。
- ⑨ アスファルト舗装の材料
- 受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。
15. 化学物質を発散する建築材料等
- 本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。
- ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上け塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ② 保温材、繊維衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ③ 接着剤は、フタル酸ジエーノブチル及びフタル酸ジエーエチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ④ 塗料(塗りの床を含む)は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ⑤ ①、②及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
16. 施工
- ① 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。
- ② 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向した時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。
- ③ 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。
- ④ 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。
- ⑤ 本工事の施工及び管理にあり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。
- ⑥ 設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。
- ⑦ 試験等によらなければ確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。
17. 建設機械等
- ① 排出ガス対策型建設機械
- 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。
- ② 低騒音・低振動型建設機械
- 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。
- ③ 特定自主検査
- 本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。
- ④ 不正軽油の使用禁止
- 受注者は、ディーゼルエンジン仕様車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法(昭和25年法律第226号)に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。
18. 工事看板等
- ① 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。

	設計	香山・タニ設計業務共同企業体	級建築士事務所 東京都知事 第12399号 香山建築研究所	鳴門市健康福祉交流センター改修工事のうち管工事	
			一級建築士 第289714号 長谷川博久	date/2025.07	特記仕様書2
					scale/ A2 NON A3・71% 縮小

19. 設計変更箇所確認
設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

20. 完成図等
- ① 電子納品：対象
 - ② 受注者は、原則として「鳴門市電子納品要領」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」とすること。
- ③ 提出書類
- ・竣工図（製本2部、電子データ1部）（サイズ：監督員の指示による）
 - ・工事写真（電子データ2部）
 - ・使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ1部）
 - ・保全に関する資料
 - ・その他監督員が指示する図書（必要部数）
- ④ しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びリジナル形式をCD-R等に保存する。
- ⑤ 工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。
- ⑥ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。
- ⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。
- ⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

21. デジタル工事写真の黒板情報電子化
- ① 受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事（以下「対象工事」という。）とすることができる。

22. 火災保険
- 木工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。

- ① 対象物
工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。
- ② 付保除外工事
次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）
- ③ 付保する時期及び金額
鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。
- ④ 保険終期
工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。
- ⑤ その他
・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

Ⅲ. 機械設備工事特記仕様書

1章 一般共通事項

- 1. 官公署その他の届出手続等
- ① 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
官公署その他の届出手続等は（概仕＜1＞1.1.3）により行う。なお、監理指針＜1＞1.1.3を参考とする。
・ 自家用電気工作物の保安規程（ 本工事に關し定める ・ **既存施設の保安規程を適用（改修・増築等）**）
・ 既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に関する保安業務は電気主任技術者との協議による。
・ 本党電後引渡しまでの基本料金（ 本工事 ・ 別途 ）
- ② 官公署その他の届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- ③ 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。

- 2. 技能士
技能士の適用については、次の技能検定作業（以下「作業」という。）のうち、各工事毎に適用する作業を指定するものとする。
技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。

技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート工法防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート常温結着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金 かわらぶき	・ 内外装板金作業 ・ かわらぶき作業
金屋	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作 サッシ施工 ガラス施工	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ ドル用サッシ施工作業 ・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上り施工 表装	・ プラスチック系床仕上り工事作業 ・ カーペット系床仕上り工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上り工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上り工事作業 ・ 表具作業 ・ 壁装作業
配管	配管	○ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空調調和機器施工	○ 冷凍空調調和機器施工作業

(注) 表中○印の入った作業に係る技能士を本工事で活用する。

- 3. 他工事との工事区分
図面に記載されていない他工事との工事区分は別表「工事区分表（参考）」による。

- 4. 施工条件
施工条件は次による。
- ① 関連工事に関すること
・「鳴門市健康福祉交流センター改修工事のうち建築工事」・「鳴門市健康福祉交流センター改修工事のうち電気工事」
- ② 工程については、施設管理者、指定管理候補者等と協議の上決定すること。
- ③ 施工順序は施設管理者、指定管理候補者等と協議の上決定すること。
- ④ 本工事期間中も施設を使用するため、施設管理者、指定管理候補者等との連絡を綿密にし、施設利用者の通行等に支障を及ぼさないよう十分注意すること。
- ⑤ 施設管理者、指定管理候補者等より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。
- ⑥ 施設管理者、指定管理候補者等より工事内容変更の要望があった場合は、協議の上決定する。
- ⑦ 発注者や指定管理候補者等が別途発注する工事等との調整及び協力を行うこと。
- ⑧ その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び施工計画書の作成に施設管理者、指定管理候補等と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行うこと。

5. 養生等

- ① 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修する。
- ② 工事により影響の及ぼす範囲内にある重要物品は次のとおりである。受注者は、注意事項に従い適切な措置を施すこと。

備品等名称	
注意事項	

6. 機材の品質等

- ① 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承認を受ける。
- ② 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承認を受ける。
- 1) 品質及び性能に関する試験データを整備していること。

2) 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。

3) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。

4) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

5) 販売、保守等の営業体制を整えていること。

品名	機材名・注記
ボイラー	鋼製簡易ボイラー（簡易貫流ボイラー含む）、鑄鉄製ボイラー（鑄鉄製簡易ボイラー含む） 鋼製小型ボイラー（小型貫流ボイラー含む）、鋼製ボイラー
温水発生機	真空式温水発生機（鋼製・鑄鉄製）、無圧式温水発生機（鋼製・鑄鉄製）
冷凍機	テリングユニット（空気熱源ヒートポンプユニット含む）、吸収冷水機、吸収冷水ユニット、遠心冷凍機
冷却塔	冷却塔
空気調和機	ユニット形空気調和機、ファンコイルユニット（カセット形含む） コンパクト形空気調和機、パッケージ形空気調和機、マルチパッケージ形空気調和機ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
空気清浄装置	エアフィルター（パネル形、折込み形、袋形）、自動巻取形エアフィルター、電気集塵器
全熱交換器	全熱交換器（回転形・静止形）、全熱交換ユニット
送風機類	遠心送風機（多翼形送風機）、斜流送風機、軸流送風機、消音ボックス付送風機
ポンプ類	横形遠心ポンプ、水中モーターポンプ、立形遠心ポンプ
ダクト付属品	吹出口・吸込口、風量ユニット（定風量・変風量）
自動制御	自動制御システム
衛生器具ユニット	衛生器具ユニット
タンク	FRP製パネルタンク、ステンレス鋼板製パネルタンク（溶接組立形、ボルト組立形）、密閉形隔膜式膨脹タンク（給湯用） 密閉形隔膜式膨脹タンク（給湯用）
消火装置	スプリンクラー消火システム、不活性ガス消火システム、泡消火システム、ハロゲン化物消火システム
厨房機器	厨房システム
鑄鉄製ふた	マンホールふた、弁柄ふた

- ③ 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- ④ 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.5により行う。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

7. 施工調査

- ① 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- ② 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査（支障物件の調査・確認を含む）及び工事関係者（施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等）との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

8. 総合試運調整

- ① 総合試運転調整の項目は次によるものとし、試運転調整完了後に記録表・測定表等の報告書を監督員に提出すること。
- （監理指針 参考資料 資料2 試運転調整法 2.1、2.2、2.3を参考にする。）
- 風量調整

・ 水量調整

・ 室内外空気の温湿度の測定

・ 室内気流及びじんあいの測定

・ 飲料水の水質の測定

・ 雑用水の水質の測定

○ 低圧屋内配線、弱電流電線の絶縁抵抗測定

2章 共通工事

1. 耐震施工（参考図書：建築設備耐震設計・施工指針（2014年版））

- ① 設備機器の固定は、施設の分類並びに機器の種別、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。
- なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。

- ・ 設計用水平地震力

機器の重量（kN）に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。

・ 設計用鉛直地震力

設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

・ 施設の分類、地域係数

施設の分類（

特定の施設

 ・ 一般の施設） 地域係数（

1.0

 ・ 0.9）

・ 重要機器

・ 給水機器（ ）

・ 排水機器（ ）

○ 換気機器

○ 空調機器

・ 熱源機器

・ 防災機器

・ 監視制御装置

・ 危険物貯蔵装置

・ 火を使用する設備

・ 設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

- （注）
- ・ 上層階の定義は次のとおりとする。

2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階

・ 水槽類にはオイルタンク等を含む。

- ② 質量100kg以下の軽量な機器（標仕の適用を受けるものは除く）の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。
- ③ 横引き配管等の耐震支持は、施設の分類に応じたものとする。

2. あと施工アンカー

あと施工アンカーボルトの選定については、次による。

- ① 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、重要機器及び次の機器については、施工後確認試験を行う。
- （ ）

・ 試験方法

引張試験機による引張試験とし、確認強度まであと施工アンカーを引張るものとする。

・ 試験箇所数

対象機器、径毎に対し1本とし、無作為に抜き取る。
- ② 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
- ③ 屋外に使用するものはステンレス製又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする。
- （ただし、コンクリート内に施工するあと施工アンカーは除く）

3. 非破壊検査

- ① はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。
- ② 施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。

4. 各種荷重計算

- ・ 屋上、塔屋等に設置する機器

・ 煙道支持材

5. 強度計算

- ・ 配管及びダクト支持材

・ 煙道支持材

6. 配管工事

- ① 配管材料については、次表による。

用途	名 称	番 号	備 考
冷水・温水・ 冷温水	配管用炭素鋼鋼管（白）	JIS G 3452	SGP
	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA（管端防食継手）
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	SUS304
	一般配管用ステンレス鋼管	JIS G 3448	SUS304
冷却水	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA（管端防食継手）
膨張・空気抜・ 補給水	配管用炭素鋼鋼管（白）	JIS G 3452	SGP
	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA（管端防食継手）
蒸気（柱）	配管用炭素鋼鋼管（黒）	JIS G 3452	SGP
蒸気（還）	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管 Sch 40）	JIS G 3454	STPG370
油・油用通気	配管用炭素鋼鋼管（黒）	JIS G 3452	SGP
冷媒	○ 冷媒用断熱材被覆鋼管	JQDA 0009	ポリエチレン保温材（難燃性）
空調用排水 （屋内）	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741 又は6742	VP（30φ以下はJIS K 6742 を使用してもよい）
	○ 結露防止層付硬質ポリ塩化ビニル管		
給 水 （地中埋設）	○ 水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	HIVP
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA（管端防食継手）
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VD（管端防食継手）
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	
	水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762	①W又は②W
	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144	EF継手
	給水用高密度ポリエチレン管	PWA 005 JP K 002	
排水・通気	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
	○ 排水・通気用耐火二層管		
排水 （地中埋設）	○ 硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
	下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管	JIS K 9797	RS-VU
給 湯	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA（管端防食継手）
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	
	一般配管用ステンレス鋼管	JIS G 3448	SUS304
	ポリブテン管	JIS K 6778	
	○ 耐熱性硬質塩化ビニル鋼管	JIS K 6776	HIVP
	架橋ポリエチレン管	JIS K 6769	
消 火 （地中埋設）	配管用炭素鋼鋼管（白）	JIS G 3452	SGP
	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管	WSP 041	SGP-VS
ガ ス （地中埋設） （地中埋設）	配管用炭素鋼鋼管（白）	JIS G 3452	SGP
	硬質塩化ビニル外面被覆鋼管（黒）		
	ガス用ポリエチレン管	JIS K 6774	SGP

（注）表中○印のある配管材料を本工事に適用する。

- ② ステンレス鋼管の接合方法は、呼び径60Su以下の継手はSAS322による拡管式とする。
- ③ 冷媒管に使用する断熱材被覆鋼管の断熱厚さは、液管は10mm以上、ガス管を20mm以上とする。

- ④ 建築物導入部の変位吸収方法は、次による。
- 給水配管、ガス配管
標準図〔施工4、施工5：建築物導入部の変位吸収配管要領 (a) ・ (b) ・ (c) 〕による。
※屋外埋設用配管にポリチレン管を使用し、建物導入部において異種管と接合する場合、点検口樹(標準図〔機材6〕のTC-1)を設け、変位吸収余長をとる。
 - 油配管
標準図〔施工4、施工5：建築物導入部の変位吸収配管要領 (a) ・ (b) ・ (c) 〕による。
- ⑤ 配管溶接部の非破壊検査は次による。
- 要 (放射線透過検査 ・ 浸透探査検査または磁粉探傷検査) ・ 不要
- ※検査差の場合の採取率は(標準仕様書による %)とする。
- ⑥ 図面に記載なき防振継手は、(合成ゴム製 ・ パロース形)とする。
- ⑦ 図面に記載なき伸縮管継手は、(パロース形 ・ スリープ形)とする。
- ⑧ 弁類で、ステンレス鋼管に取り付けるものは、呼径50以下は青銅製、呼径65以上はステンレス製とする。
- ⑨ 配管の吊り及び支持は、「標仕」及び「標準図」に従い行う。(標仕<2>2.6.1、<2>2.6.3)
- ⑩ 床下土中埋設配管についても吊り又は支持を行い、管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻す。
- ⑪ 地中配管は次による。(標仕<2>2.7.1、監理指針<2>2.7.1、標準図〔機材2〕)
- 排水管
標仕の当該事項に従い根切り底には再生クラッシャーランを遠り方にならい敷き込み、突き固めた後、管をなじみ良く布設する。埋め戻しは、山砂の類で管の周囲を埋め戻し十分充てんした後、掘削土の良質土で所定の埋め戻しを行う。
 - 排水管以外
管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻し、埋設表示(表ホテープ及び埋設標)を行う。
- ⑫ 水圧試験、漏水試験、気密試験等は配管途中若しくは隅べい、埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う。(標仕<2>2.9.1)

7. 保温・塗装工事

- ① 保温工事
- 空調対象室部分(天井内を含む)に設置する全熱交換器の外気取入用ダクト及び排気用ダクトの保温は25mm厚とする。
 - 厨房用排気ダクトの断熱(隅べい部) (I・(I)・IX又はH・(I)・IX) 行わない
冷媒管の保温外装は次による。
屋内露出
○ 合成樹脂製カバー(AI・(ロ)・I) ・ 保温化粧ケース(耐候性樹脂製 ・)
屋外露出
○ ステンレス鋼板(E2・(ロ)・I) ・ 高耐食性溶融亜鉛アルミニウム亜鉛鉄板(JIS G 3321)(E3・(ロ)・I)
・ 保温化粧ケース(ステンレス鋼板製 ・ 高耐食めっき鋼板製(JIS G 3323) ・ 耐候性樹脂製)
 - 膨張管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管の保温は、標仕<2>3.1.4の温水管の項による。
 - 建物内エア抜き管の保温(エア抜き弁以降の配管は除く)は、標仕<2>3.1.4の温水管の項による。
 - 空気調和機、ファンコイルユニットの排水管の保温は、標仕<2>3.1.5の排水管の項による。
 - 給水管の床下、暗渠内及び屋外露出部分は、ポリスチレンフォーム保温材とする。
 - 消火管の屋外露出部分は、ポリスチレンフォーム保温材とする。
 - 給水用配管でポンプ周りの防振継手、フレキシブルジョイント及び弁は保温を行わない。
- ② 塗装工事
- 次に指定する部分の露出する配管、ダクト、支持金物、架台等のうち亜鉛めっき面及び合成樹脂面の塗装は行わない。
(屋内隅べい部分 ・)
 - 機械室、隅べい部を除く露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。
 - 屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品は、原則塗装不要とする。
 - 硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は、塗装を省略することが出来る。

8. その他共通事項

- ① 支持金物等
- 屋外及びビット内の支持金物等は、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製(HDZT49以上)及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品の何れかを使用する。
- ② 用途等の表示
- 機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。(標仕 <1>1.7.4)
なお、屋外及び水気のある場所(弁樹内等を含む)での機器の名称・配管識別表示等については、塗装書き又は耐候シートとし、バルブの状態表示を示す表示札等については、合成樹脂製又はアクリル製で文字等がシルク印刷又はエッチング加工されたものとする。
- ③ 制御配線、計装配線等
- 使用する電線及びケーブルは、標仕<4>1.5.1 表4.1.11による他、製造者の標準仕様による。なお、EM電線、EMケーブルを選択するよう努める。

3章 関連工事

1. 仮設工事

- ① 工事用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。
- 既存電力利用(出来る ・ 出来ない)、電力料金(有償 ・ 無償)
 - 既存用水利用(出来る ・ 出来ない)、用水料金(有償 ・ 無償)
- ② 工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。ただし、施設管理者と協議すること。
- 同用地は、(図示の場所に ・ 用意していないので業者にて)設けること。
 - 同用地に対する借地借家料を 円見込んでいる。
- ③ 交通誘導員の配置
- 交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に配置すること。
- 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が (義務付けられている ・ 義務付けられていない)
 - 警備員は、延 人 (屋 人、夜 人:うち検定合格警備員 人)を見込んでいる。
 - 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
 - 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
 - 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。
- ④ 足場その他

2. 土工事

- ① 根切り
- 周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置をすること。
 - 敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようにすること。
 - 根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業(深さ30cm程度)とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。
なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な 処置を定め、監督職員の承諾を受ける。
- ③ 埋め戻し及び盛土
- 使用土はB種とし、機器により締め固める。
ただし、良質の発生土が埋め戻し等に必要な量として不足する場合は、「公共工事の再生資源活用の当面の運用について」H24.6.14建管第99号)に基づき、C種及びD種の利用を検討する。

④ 地均し

- 建物の周囲、幅2m程度を、水はけよく地均しを行う。
- 地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかき均した後、仕上げ面を一様になじみ起こしをして、良質土をまきかけ、歩行に耐えうる程度に締め固める。

3. 地業工事

- ① 砂利・砂・割り石及び捨コンクリート地業等
- 材料は、市場品とする。
 - 砂利及び砂地業
 - 砂利は、再生クラッシャーランとし、使用箇所は図示による。
- | 種別 | 厚さ | 粒度範囲 |
|------------|----|------|
| 再生クラッシャーラン | | |
- 締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。
 - 捨コンクリートは、無筋コンクリート(スランプ15cm、設計基準強度18N/mm2)とし、厚さは図示による。

4. 鉄筋工事

- ① 材料
- 鉄筋は、鉄筋コンクリート用棒鋼(JIS G 3112)のSD295とし、径は図示による。
 - 溶接金網は、溶接金網及び鉄筋格子(JIS G 3551)とし、形状、寸法及び径は図示による。
- ② 材料試験
- 材料試験は行わない。ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。
- ③ 鉄筋の継手及び定着
- 鉄筋の継手の位置は図示による。
 - 結束線の端部は内側に折り曲げる。
 - 鉄筋の定着方法及び長さは図示による。
- ④ 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔
- 各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、建標仕参考図〔1節－基礎及び基礎梁の配筋〕～〔7節－梁貫通孔その他配筋〕による。
- ⑤ 配筋検査
- 主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。

5. コンクリート工事

- ① 一般事項
- コンクリートの種類
 - I 類(JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート)
 - 設計基準強度
- | コンクリートの種類 | 設計基準強度
F _c (N/mm ²) | 調合管理強度
F _m (N/mm ²) | スランプ
(cm) | 強度試験の有無 | 適用箇所 |
|-----------|---|---|--------------|---------|------|
| 普通 | 18 | 18+S | 15 | 有 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
- 構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度(F_c)に構造体強度補正值(S)を加えた値とする。
なお、構造体強度補正值(S)は建標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢 28日までの予想平均気温に応じて定める。
 - コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。
 - 第4週強度確認
原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。ただし、JIS工場で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承認を受け、行うこととする。
なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。

4章 空調と設備・換気設備

1. 設計用温湿度条件
- | | | 外気条件 | | 室内（調整目標値） | | | |
|----|-------|---------|---------|-----------|---------|---------|---------|
| | | | | 一般系統 | | | |
| | | 温度 (DB) | 湿度 (WB) | 温度 (DB) | 湿度 (WB) | 温度 (DB) | 湿度 (WB) |
| 夏季 | 9:00 | ℃ | % | 28.0℃ | 50% | ℃ | % |
| | 12:00 | ℃ | % | | | | |
| | 14:00 | ℃ | % | | | | |
| | 16:00 | ℃ | % | | | | |
| 冬季 | | ℃ | % | 19.0℃ | 40% | ℃ | % |
2. 配管勾配
- ドレン管の横走り管の勾配は、原則として1/100とする。
3. ダクト・制気口・ダンパー
- ① ダクト
- ダクトの区分（

低圧ダクト

・高圧1ダクト（範囲は図示）・高圧2ダクト（範囲は図示））
 - 長辺の長さ1,500mm以下の長方形低圧ダクトの工法（

コーナールボルト工法

（

共板フランジ工法

・

スライドオンフランジ工法

）・

アングルフランジ工法

）
 - 上記以外の長方形ダクト及び厨房排気ダクトは、アングルフランジ工法とする。
 - 厨房用ダクトの板厚は「火災予防条例準則の運用について」を適用する。
 - ダクトの防火区画貫通部は標準図〔施工42〕ダクトの防火区画貫通部施工要領による。
- ② チャンバー等
- 線状吹出口には（長さ＋100mm）×幅300mm×高さ300mmの接続チャンバーを設ける。
 - シーリングディフューザーの接続は、標準図〔施工47〕吹出口及び吸込口ボックスの例 による。施工が困難な場所はフレキシブルダクトを使用してもよい。
 - 外壁に面するガラリにチャンバー等を設ける場合は、雨水等の滞留のないように施工する。
 - 吹出口接続チャンバーには消音内貼りをする。
 - 内貼りを施すチャンバーの表示寸法は、外形寸法とする。
 - 吹出口接続チャンバー以外の内貼りしたチャンバーには点検口を取付ける。点検口の大きさは、図面に記載なき場合、原則として400mm×600mmとする。
4. パッケージ形空調調機（マルチ形、ルームエアコン、ガスエンジンヒートポンプ式空調調機を含む）
- ① 冷媒管口径、電気配線サイズは製造者の標準仕様とする。
- ② 屋内機、屋外機間の電気配線（アース共）は冷媒管と共に巻くとする。
- ③ 冷媒はオゾン層破壊係数ゼロのものとする。
- ④ 補助電気ヒーター又は加湿器を組込む場合は、送風機とインターロックする。
- ⑤ 屋外機の防振措置は、図示による。

5章 衛生器具設備

1. 施工
- ① 衛生器具をコンクリート又はれんが壁に取り付ける場合は、エキスパンションボルト又は樹脂製プラグを使用し、木れんがの場合は、防腐剤を塗布したものを壁体に埋込む。（構仕<5>2.1.1）
- ② 衛生器具をコンクリートブロック壁面に取り付ける場合は、補強のため取付部分のブロック内の空洞部分をモルタル等で埋める。また、間仕切り壁等の場合は、壁内に補強材を取り付ける。（監理指針<5>2.1.1）
- ③ 衛生器具と排水管の接続は、標準図〔施工65〕大便器、小便器、洗面器及び掃除流しとビニル管接続要領による。

6章 給水設備

1. 配管材料等
- ① ビニル管の接合方法は（

接着接合

・ゴム輪接合（直管以外の継手部には離脱防止金具取付とする））とする。
- ② ポリエチレン管の接合方法は、50A以下は（

メカニカル接合

・電気融着接合）、75A以上は電気融着接合とする。
- ③ 特記なき給水管の最小管径は呼径20とする。
- ④ 水道直結配管の引き込みは水道事業者の指定による。
2. 水栓・水栓柱
- ① 水栓
- 台所流し用の水栓は、泡沫式とする。

7章 給湯設備

1. 配管材料等
- 湯沸器、給湯機廻りの付属配管等は製造者の標準品とする。

8章 ガス設備

1. 配管材料等
- ① 既設ガス機器、配管撤去

凡例（改修後）

記号	名称	摘要
— R —	冷媒管	冷媒用断熱材被覆銅管（JCDA 0009）CUP
— D —	ドレン管	結露防止層付硬質塩ビ管（原管VP）
— — — —	既設管	既存のまま
	空調室内機	機器表参照
	空調室外機	機器表参照
	ダクト用換気扇	機器表参照、転載表示：既設取外し再取付け
	熱交換式換気扇	機器表参照
	ダクト	スパイラルダクト、給気側：保温付
	ダンパー	VD、FD、SFD、SFVD
	給気口	
	排気口	
	パイプフード	換気扇付属品、排気・給気
	はつり箇所	スラブ面、床面穴あけはつり補修
	はつり箇所	壁面穴あけはつり補修

凡例（改修後）

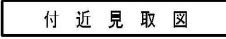
記号	名称	摘要
— — —	給水管	硬質塩ビ管（JIS K6742）H1VP
— —	給湯管	耐熱塩ビ管（JIS K6776）HTVP
— — — —	排水管	1階ビット、地中：硬質塩ビ管（JIS K6741）VP
		1～4階：耐火二層塩ビ管（JIS K6741）FDVD
— ∪ —	汚水管	1階ビット、地中：硬質塩ビ管（JIS K6741）VP
		1～4階：耐火二層塩ビ管（JIS K6741）FDVD
— — — —	通気管	1階ビット：硬質塩ビ管（JIS K6741）VP
		1～4階：耐火二層塩ビ管（JIS K6741）FDVD
	給水栓	
	給湯栓	
	洗浄弁	
	シャワーセット	
	排水金具	
	床上掃除口	
	ベントキャップ	通気弁
	はつり箇所	スラブ面、床面穴あけはつり補修
	はつり箇所	壁面穴あけはつり補修

凡例（改修前）

記号	名称	摘要
— R —	冷媒管	冷媒用断熱材被覆銅管（JCDA 0009）CUP
— D —	ドレン管	配管用炭素銅鋼管（JIS G3452）SGP白管、硬質塩ビ管（JIS K6741）VP
— C H S —	冷温水管（往）	配管用炭素銅鋼管（JIS G3452）SGP白管
— C H R —	冷温水管（返）	配管用炭素銅鋼管（JIS G3452）SGP白管
— — — —	既設管	既存のまま
	空調室内機	天井埋込カセット形、機器表参照
	空調室外機	据置形、機器表参照
	ファインコイル	天井埋込形、天吊形、床置ローボイ形、機器表参照
	ダクト用換気扇	機器表参照
	壁付換気扇	機器表参照
コニニコ	ダクト	既設残置
	ダンパー	既設残置、VD、FD、SFD、SFVD
	給気口	
	排気口	
	パイプフード	換気扇付属品、排気・給気
	はつり箇所	スラブ面、床面穴あけはつり補修
	はつり箇所	壁面穴あけはつり補修

凡例（改修前）

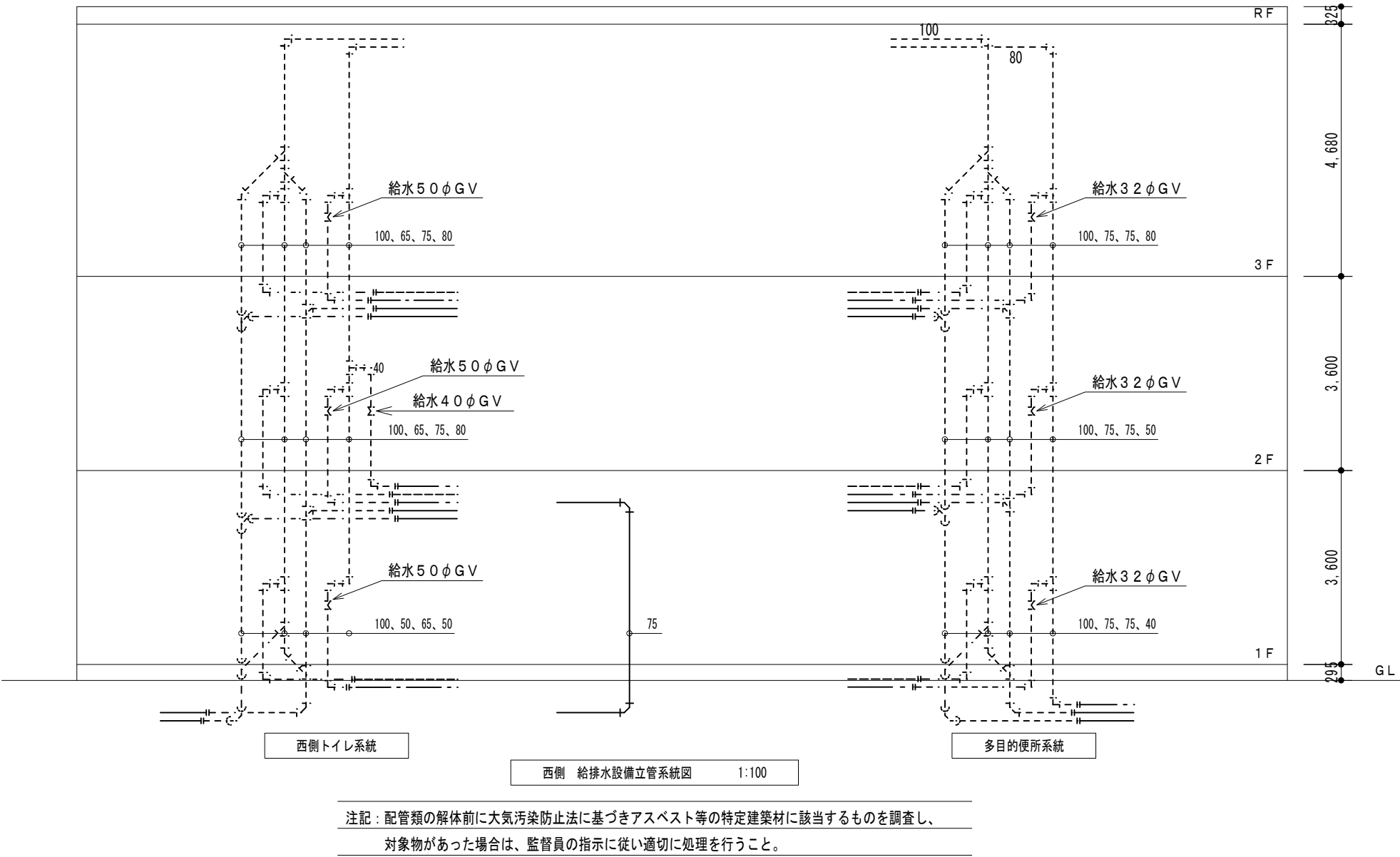
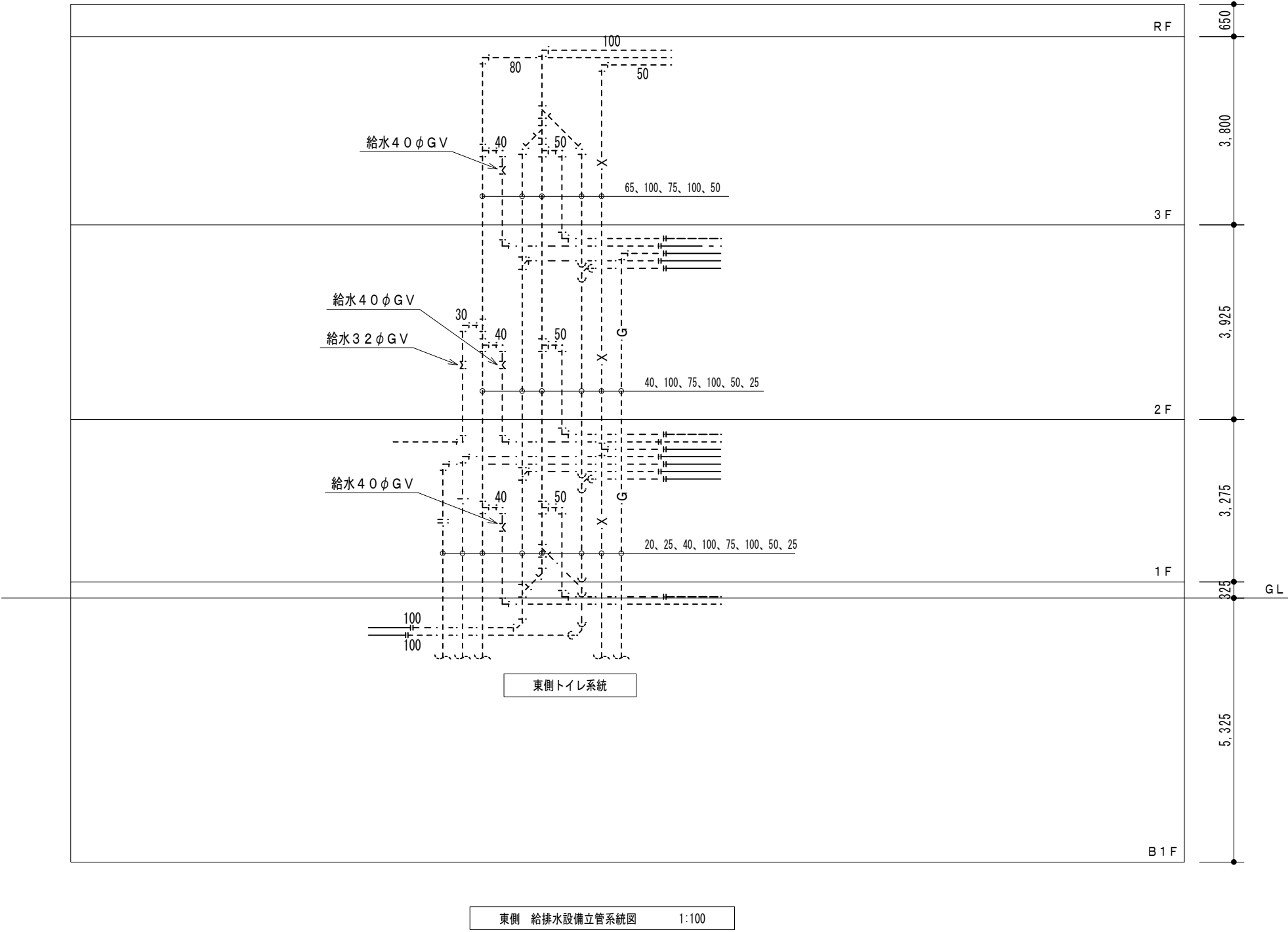
記号	名称	摘要
— — —	給水管	水道用塩ビライニング鋼管（JWWA K116）SGP-VA
— —	給湯管	被覆銅管（JIS H3300）M型
— — — —	排水管	1～4階：硬質塩ビ管（JIS K6741）VP
		土間：配管用炭素銅鋼管（JIS G3452）SGP白管
— ∪ —	汚水管	1～4階：硬質塩ビ管（JIS K6741）VP
		土間：排水用鑄鉄管
— — — —	通気管	1～4階：硬質塩ビ管（JIS K6741）VP
— g —	ガス管	配管用炭素銅鋼管（JIS G3452）SGP白管
— — — —	既設管	既存のまま
	給水栓	
	給湯栓	
	洗浄弁	
	シャワーセット	
	排水金具	
	床上掃除口	
	ベントキャップ	埋込型、アルミ製
	はつり箇所	スラブ面、床面穴あけはつり補修
	はつり箇所	壁面穴あけはつり補修



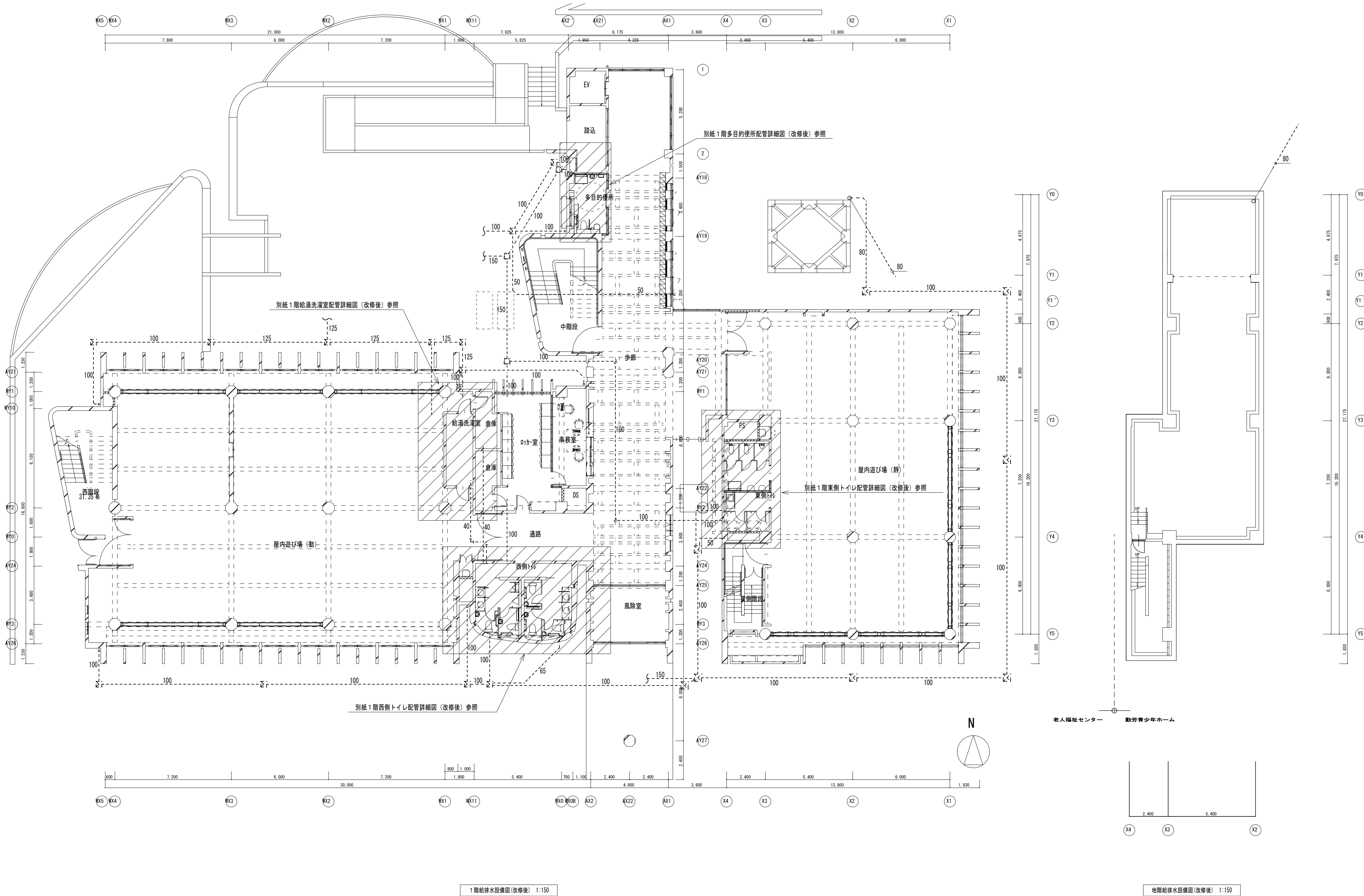
器具表（改修後）	器具表の器具形式に記載した衛生器具、水栓類は、便宜上ＴＯＴＯ（株）製品を例品番として記載したもので、他社製品の場合は例品番相当品を使用すること
----------	---

器具名称	器具形式	規格寸法・付属品	1階							2階							3階									
			西側男子便所	西側女子便所	西側流し場	多目的便所	東側調乳室	東側便所	東側流し場	事務室	通路	西側男子便所	西側女子便所	西側流し場	多目的便所	東側男子便所	東側女子便所	東側流し場	西側男子便所	西側女子便所	西側流し場	多目的便所	東側男子便所	東側女子便所	東側流し場	給湯室
洋風便器	CFS497BPC	TCF5831AU、Y9207、YH702	2	3							2	3			1	1		2	3				1	1		
壁掛小便器	UFS900WR		2								2				1			2					1			
幼児用便器	CS300B								2																	
幼児用小便器	U310GY								1																	
トイレバック	UADAK21R1A1ADN1WB					1								1							1					
洗面器	L30DM								2																	
洗面カウンター	W＝0.9m（建築工事）	洗面器（建築工事）、自動水栓TLE26SL1W、止水栓T6BR、パイプホルダーT156PH、ストラップTLDS2105JA													1								1			
洗面カウンター	W＝1.18m（建築工事）	洗面器（建築工事）、自動水栓TLE26SL1W、止水栓T6BR、パイプホルダーT156PH、ストラップTLDS2105JA														1								1		
2連洗面カウンター	W＝1.5m（建築工事）	洗面器（建築工事）×2、自動水栓TLE26SL1W×2、止水栓T6BR×2、パイプホルダーT156PH×2、ストラップTLDS2105JA×2	1									1						1								
2連洗面カウンター	W＝2.0m（建築工事）	洗面器（建築工事）×2、自動水栓TLE26SL1W×2、止水栓T6BR×2、パイプホルダーT156PH×2、ストラップTLDS2105JA×2		1									1						1							
化粧鏡	0.3W×0.9H（建築工事）		2									2						2					1	1		
化粧鏡	1.94W×0.9H（建築工事）			1									1						1							
化粧鏡	YM4545FG								2																	
化粧鏡	YM3560F														1	1										
姿見鏡	YM510		1	1								1	1		1	1		1	1				1	1		
化粧棚	YAK600CR								2																	
開閉式ベビーシート	YKA25N	YPH62018W2R、T110D28	1	1		1			1			1	1		1			1	1		1					
平面ベビーチェア	YKA15S	YPH62017W2、T110D28	2	1		1						1			1	1	1		1			1	1	1		
コーナーベビーチェア	YKA16S	YPH62017W2、T110D28		2									1						1							
フィッティングボード	YKA41R	手すりYYB10#NW1、壁固定金具T110D45(1F)、T110D28(2.3F)				1									1							1				
L型手すり	T112CL10	T110D3R×3	2	3								2	3			1	1		2	3			1	1		
小便器用手すり	T112CU22	T110D3R×4	1									1				1			1				1			
洗面カウンター用手すり	T112CP5S		2	2								2	2			2	2		2	2			2	2		
小形マルチシンク	SK500	T200BSQ13C、TL220D、T6SM2R			1					1				1				1			1				1	
流し台	1500W 一層シンク	移設										1														
洗濯機パン	PWP800NW	移設										2														1
横水栓	TW11R	移設										2														1
湯水混合水栓	TKGG33E	移設										1														
混合水栓	TKS05301J							1																		1
幼児用バス	PFS1400CBR	移設												1												
電気温水器	REKB12A22	床止水栓、連結管×3、耐震用脚						1																		1
電気温水器	150L	移設										1														
通気弁	JDE-50											1														
間接排水トラップ	50-T4KF							1				1														1
床上掃除口	50-COA					1			3	1			2	1		2	2			2	1		2	2		1
床上掃除口	65-COA			1																						
床上掃除口	80-COA											2		1						1						1
床上掃除口	100-COA		2	2		1		2					1	2		2	1			1	2		2	1		

器具名称	器具形式	規格寸法・付属品	1階										2階								3階								
			給湯洗濯室	倉庫	ネウボラ事務室	西側男子便所	西側女子便所	西側湯沸室	多目的便所	東側男子便所	東側女子便所	東側湯沸室	西側男子便所	西側女子便所	西側湯沸室	多目的便所	東側男子便所	東側女子便所	東側湯沸室	西側男子便所	西側女子便所	西側湯沸室	多目的便所	東側男子便所	東側女子便所	東側湯沸室	給湯室	調理室	講習室
洋風便器	CS140	洗浄弁、便座、紙巻器				1	3			1	2		1	3			1	2		1	3			1	2				
ストール小便器	U307	洗浄弁				2			1	2			3			1	2			3			1	2					
幼児用小便器	U310GY	洗浄弁				1	1																						
身障者便器	C48	洗浄弁、便座、紙巻器						1								1							1						
身障者用洗面器	L103	給水栓、止水栓、排水トラップ						1								1						1							
身障者用傾斜鏡	LM481							1								1						1							
洗面器	L221D	給水栓、止水栓、排水トラップ				2	2			1	2		2	2			1	2		2	2			1	2			1	
化粧棚	S3					2	2			1	2		2	2			1	2		2	2			1	2			1	
化粧鏡	TS119AS3					2	2			1	2		2	2			1	2		2	2			1	2			1	
開閉式ベビーシート	YKA25					1	1																						
平面ベビーチェア	YKA15										1							1						1					
掃除用流し	SK22A	給水栓、排水トラップ						1						1						1									
掃除用流し	SK38	給水栓、排水トラップ									1						1							1					
ガス給湯器	壁掛形24号	排気筒180φ、給水GV、ガスコック																								1			
電気温水器	150L	取外し移設	1																										
電気温水器	EW10						1					1		1					1		1				1				
調理実習台	2100×900	一槽シンク、2口ガスコンロ																									5		
流し台	1500W	取外し移設 一槽シンク	1																										
洗濯機パン	PWP800NW	取外し移設	2	1																									
幼児用バス	PFS1400CBR	取外し移設			1																								
横水栓	TW11R	取外し移設	2	1																									
湯水混合水栓	TKGG33E	取外し移設	1																										
混合水栓	T33AE13						1																						
混合水栓	T20AB13																									1			
自在水栓	T25D13											1		1					1		1					1			
自在水栓	T136R																										10		
I形手すり	KF910S70									1	2						1	2						1	2				
I形手すり	T113B6									1	1						1	1						1	1				
I形手すり	T113B10														1														
L形手すり	T113BL11							1								1							1						
可動手すり	T110BCL2R							1								1							1						
小便器用手すり	T113BU2															1							1						
洗面器用手すり	T110BC2															2							2						
流し排水トラップ	40-T14AB											1							1						1		5		
間接排水トラップ	50-T4KF		1																										
床排水トラップ	40-T5A					1	1																						
床排水トラップ	50-T5A								1																				
床排水トラップ	40-T5B												1	1					1	1									
床排水トラップ	50-T5B									1	1						1	1						1	1				
床上掃除口	50-COA					1		1							3							3							
床上掃除口	80-COA					1																					1		
床上掃除口	100-COA					1		1								2						2							
床上掃除口	50-COB									1			2	1				1		2	1				1				
床上掃除口	65-COB													1						1									
床上掃除口	80-COB									1			1				1			1				1					
床上掃除口	100-COB									1	1			2				1		2				1					

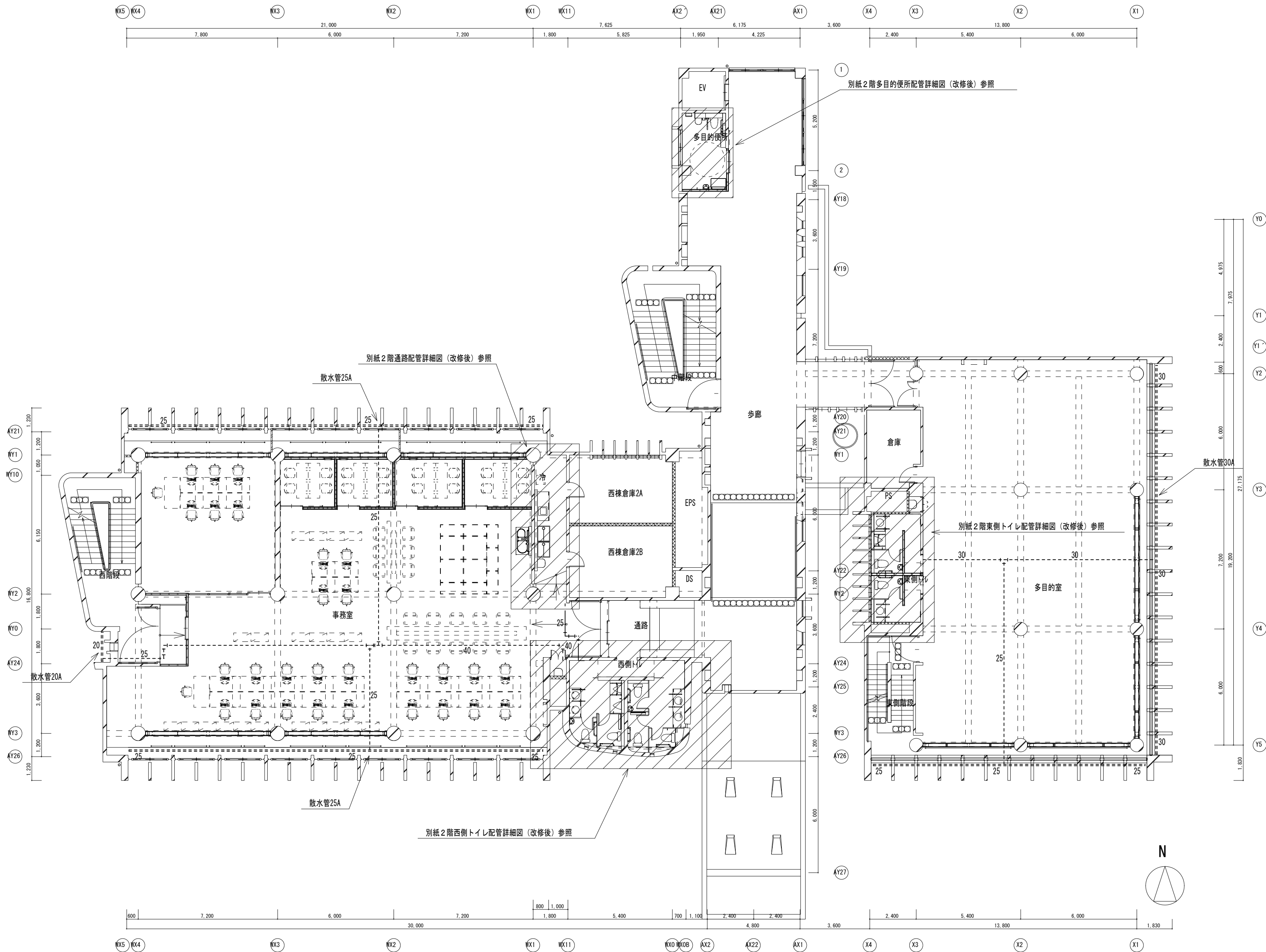


注記：配管類の解体前に大気汚染防止法に基づきアスベスト等の特定建築材に該当するものを調査し、対象物があつた場合は、監督員の指示に従い適切に処理を行うこと。

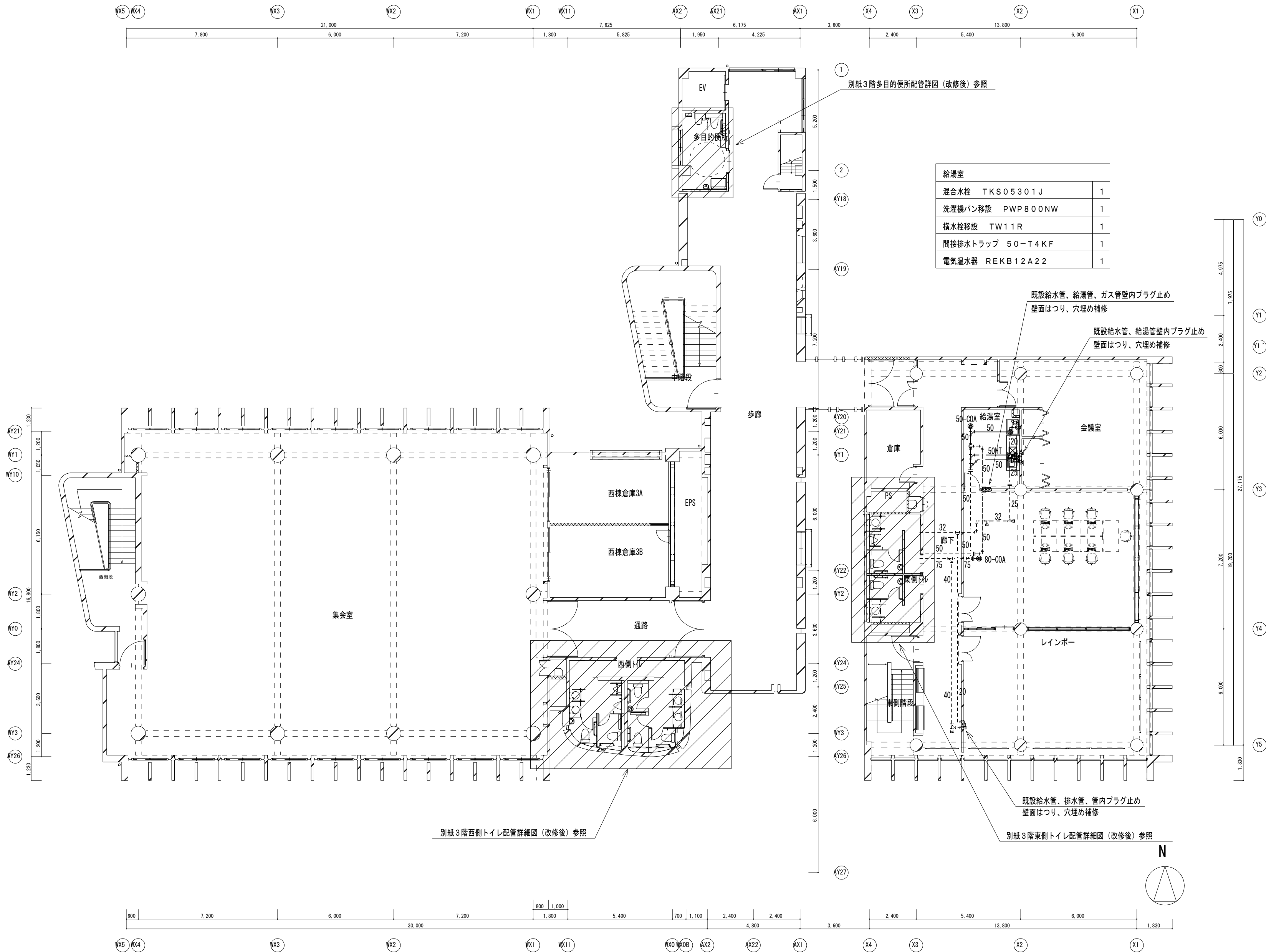


1階給排水設備図(改修後) 1:150

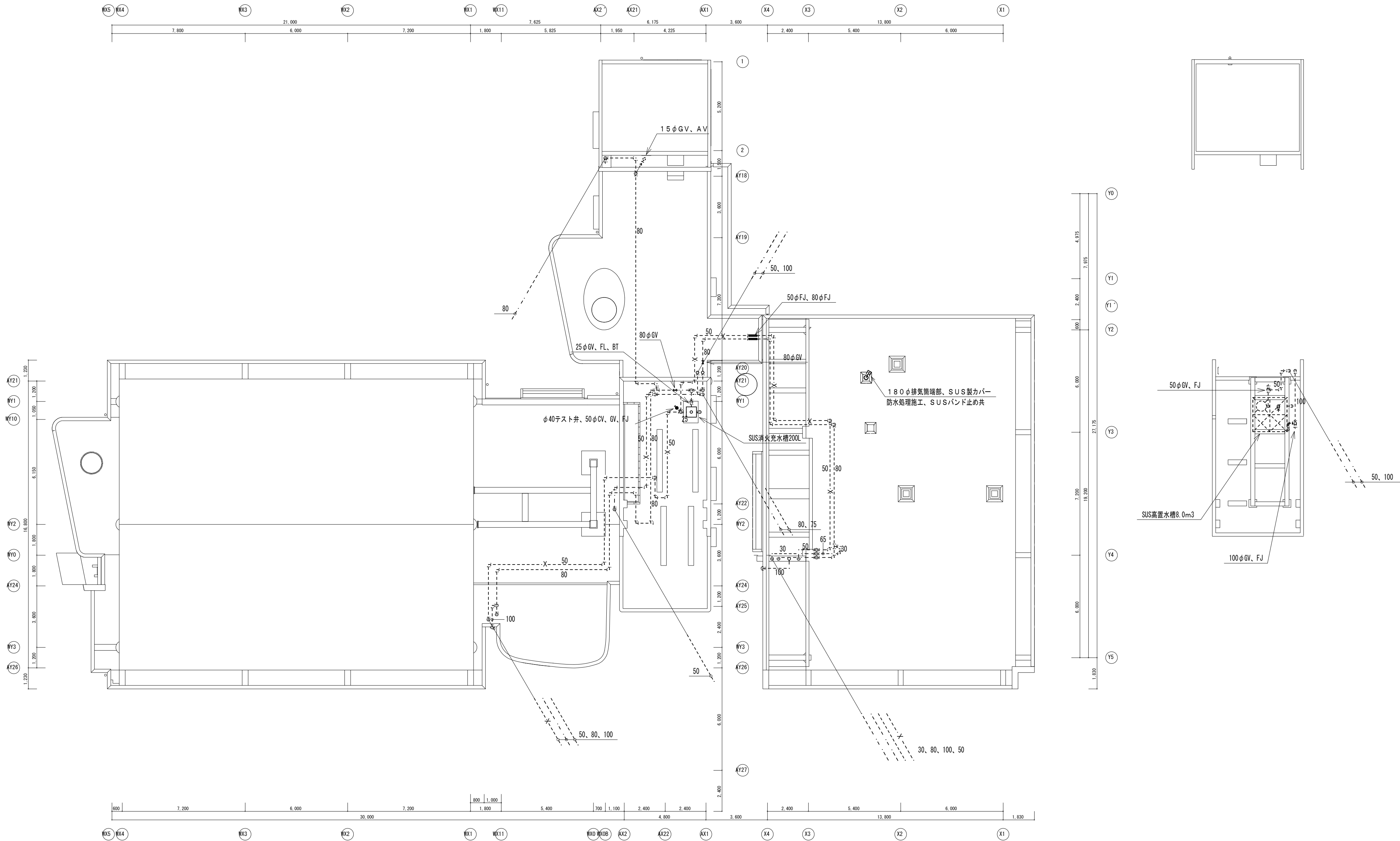
地階給排水設備図(改修後) 1:150



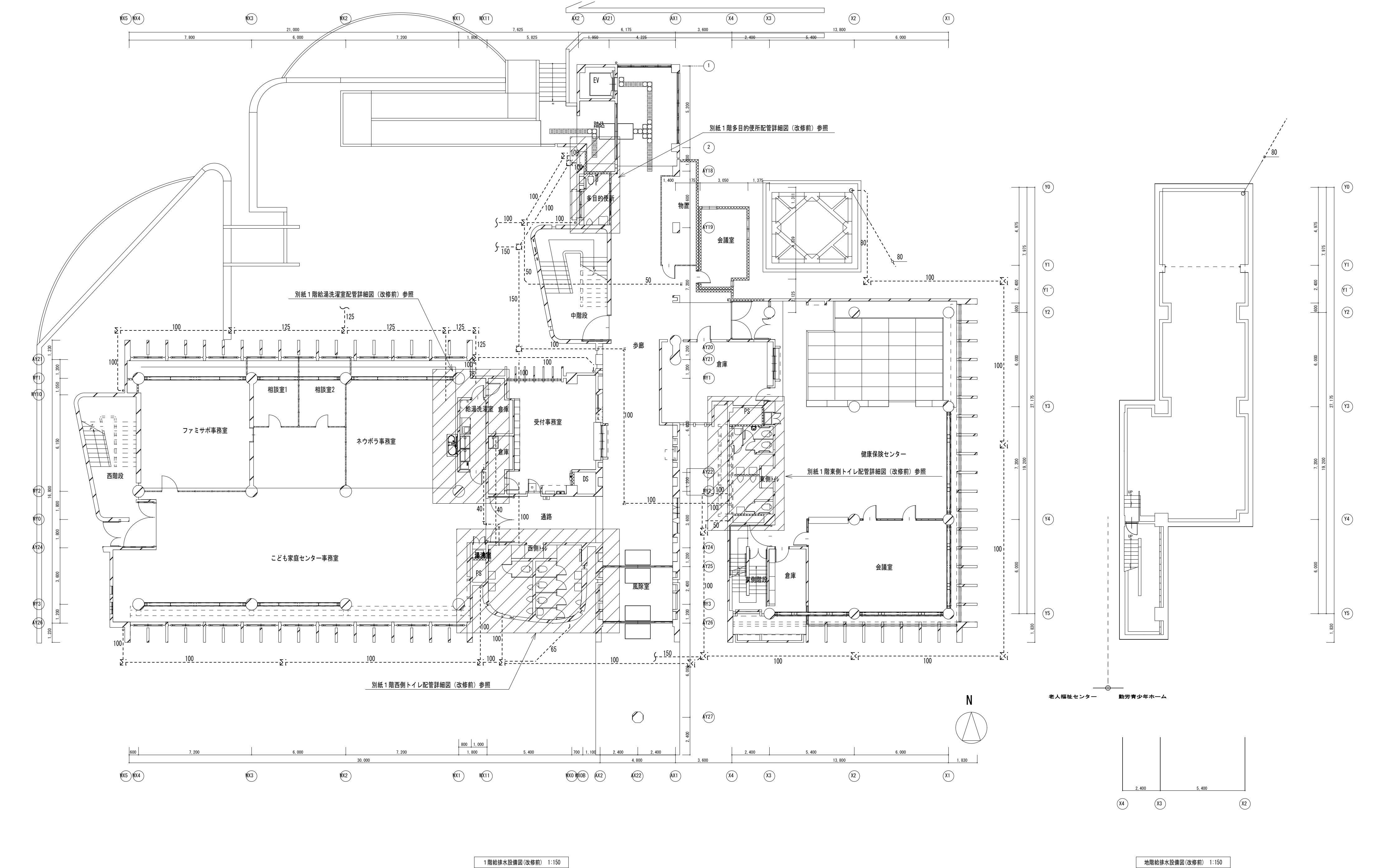
2階給排水設備図 (改修後) 1:150

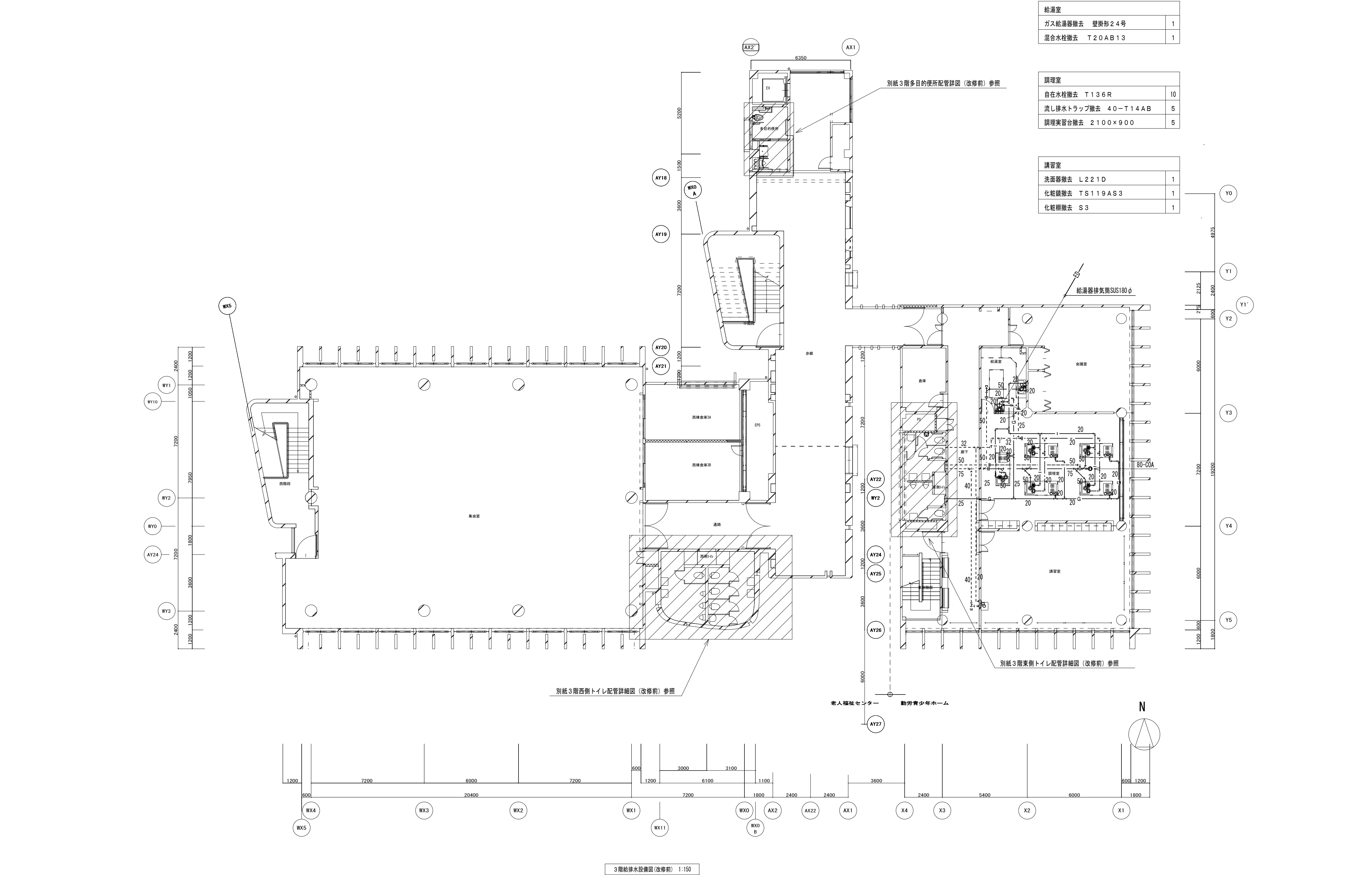


3階給排水設備図 (改修後) 1:150



R階給排水設備図(改修後) 1:150

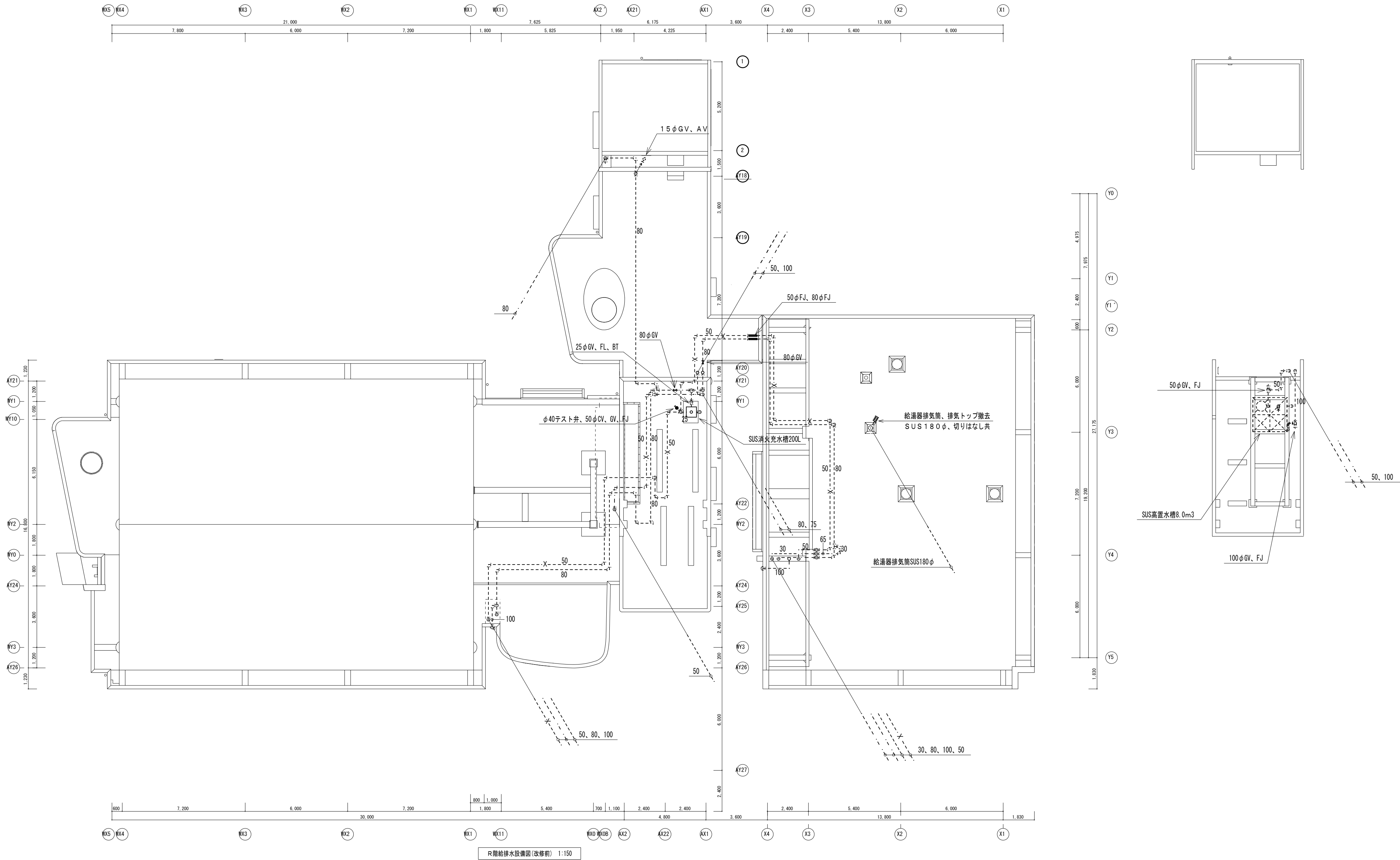


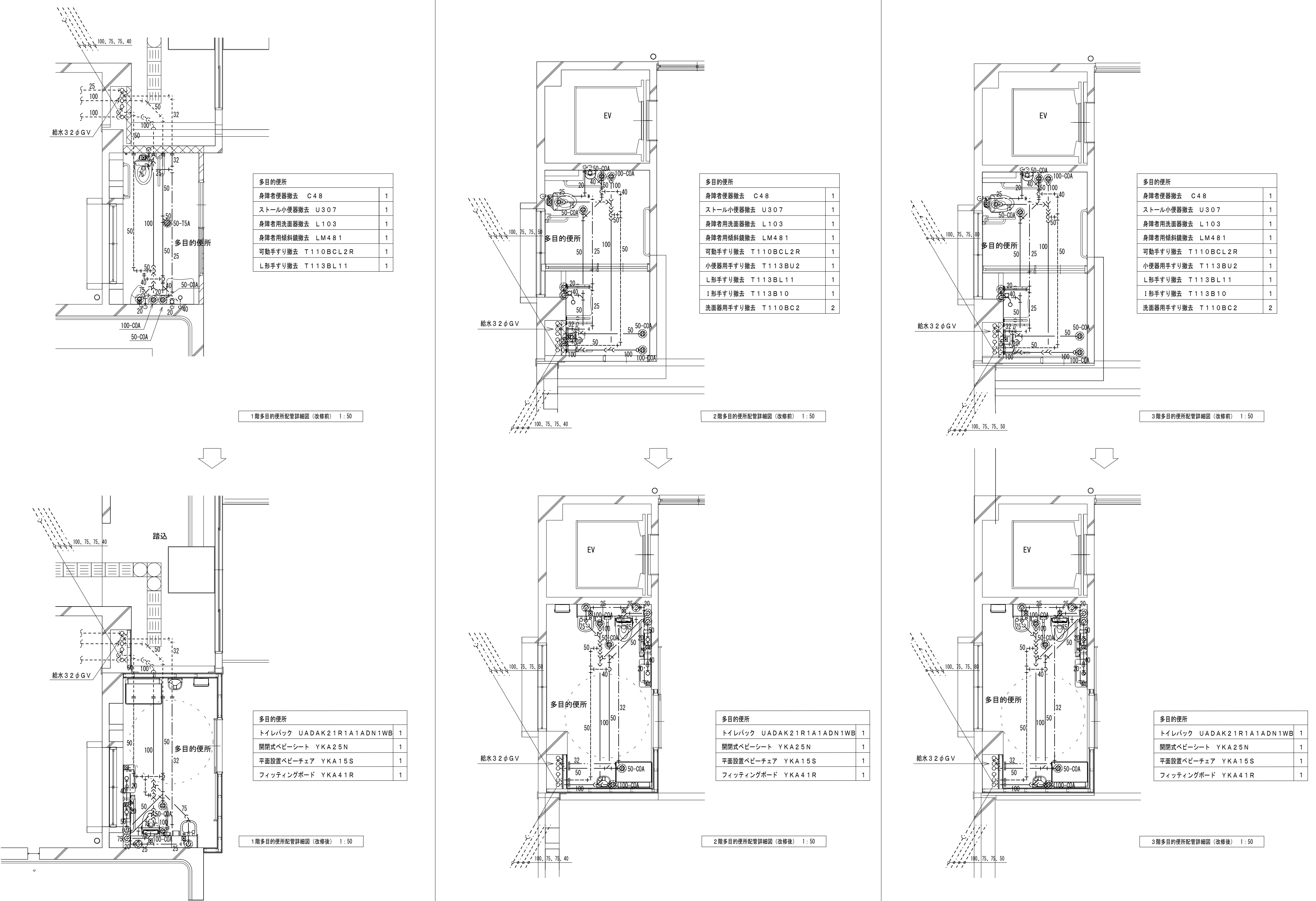


給湯室	
ガス給湯器撤去 壁掛形24号	1
混合水栓撤去 T20AB13	1

調理室	
自在水栓撤去 T136R	10
流し排水トラップ撤去 40-T14AB	5
調理実習台撤去 2100×900	5

講習室	
洗面器撤去 L221D	1
化粧鏡撤去 TS119AS3	1
化粧棚撤去 S3	1





多目的便所	
身障者便器撤去	C 4 8
ストール小便器撤去	U 3 0 7
身障者用洗面器撤去	L 1 0 3
身障者用傾斜鏡撤去	LM 4 8 1
可動手すり撤去	T 1 1 0 B C L 2 R
L形手すり撤去	T 1 1 3 B L 1 1

多目的便所	
身障者便器撤去	C 4 8
ストール小便器撤去	U 3 0 7
身障者用洗面器撤去	L 1 0 3
身障者用傾斜鏡撤去	LM 4 8 1
可動手すり撤去	T 1 1 0 B C L 2 R
小便器用手すり撤去	T 1 1 3 B U 2
L形手すり撤去	T 1 1 3 B L 1 1
I形手すり撤去	T 1 1 3 B 1 0
洗面器用手すり撤去	T 1 1 0 B C 2

多目的便所	
身障者便器撤去	C 4 8
ストール小便器撤去	U 3 0 7
身障者用洗面器撤去	L 1 0 3
身障者用傾斜鏡撤去	LM 4 8 1
可動手すり撤去	T 1 1 0 B C L 2 R
小便器用手すり撤去	T 1 1 3 B U 2
L形手すり撤去	T 1 1 3 B L 1 1
I形手すり撤去	T 1 1 3 B 1 0
洗面器用手すり撤去	T 1 1 0 B C 2

多目的便所	
トイレバック	UADAK21R1A1ADN1WB
開閉式ベビーシート	YKA25N
平面設置ベビーチェア	YKA15S
フィッティングボード	YKA41R

多目的便所	
トイレバック	UADAK21R1A1ADN1WB
開閉式ベビーシート	YKA25N
平面設置ベビーチェア	YKA15S
フィッティングボード	YKA41R

多目的便所	
トイレバック	UADAK21R1A1ADN1WB
開閉式ベビーシート	YKA25N
平面設置ベビーチェア	YKA15S
フィッティングボード	YKA41R